

第 40 号議案

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成 16 年滋賀県教育委員会規則第 16 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 4 年 11 月 18 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

別表滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）の項の前に次のように加える。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	第 238 条の 4 第 2 項および第 7 項
------------------------	--------------------------

付 則

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則」の一部改正の概要について

1 改正概要

条例または規則により、書面で行うこととされている行政手続等に係る申請等について、電子メールをはじめとするオンライン申請を可能とするため「滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則」(以下「インターネット利用規則」という。)を一部改正する。

2 対象となる手続

- ・教育財産の使用許可(地方自治法第238条の4第7項)
- ・教育財産の貸付(地方自治法第238条の4第2項)

3 改正内容

教育財産の使用許可および貸付に係る手続について、オンライン申請を可能とするため、インターネット利用規則別表に当該手続の根拠法令を追加する。

4 施行日

令和4年12月1日

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表(第3条関係)		本則および付則 省略 別表(第3条関係)	
法令または条例等	条 項	法令または条例等	条 項
(新設)		地方自治法(昭和22年法律第67号)	第238条の4第2項および第7項
滋賀県情報公開条例(平成12年 滋賀県条例第113号)	第5条	滋賀県情報公開条例(平成12年 滋賀県条例第113号)	第5条